

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保険給付に必要な経費	事業開始年度	昭和17年度	作成責任者		
担当部局庁	年金局	担当課室	総務課	総務課長 古都		
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定	上位政策	保険給付に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	「厚生年金保険法」第32条 「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」附則第78条、第87条第1項、	関係する計画、通知等	なし			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、労働者とその遺族の生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため厚生年金の給付を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	厚生年金保険法等に基づき労働者とその遺族対して老齢、障害又は死亡に関して偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に給付を行うとともに、年金請求の遅れや本人確認情報等の各種届書の届け出の遅れにより偶数月に支払うべき金額が支払われなかったものがある場合は、随時払いとして奇数月に給付を行う。					
実施状況	平成19年度 保険給付費 22,317,937百万円(平均受給者数24,493千人) 平成20年度 保険給付費 22,596,112百万円(平均受給者数25,761千人) 平成21年度 保険給付費 23,750,019百万円(平均受給者数27,280千人)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	23,568,391	23,865,352	23,992,109	24,727,349	24,836,227
	執行額	22,317,937	22,596,112	23,750,019		
	執行率	95%	95%	99%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	当該支出は、厚生年金保険法等に基づき労働者とその遺族対して老齢、障害又は死亡に関する給付に充てるものである。				
	見直しの余地	引き続き、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めるとともに年金受給者への給付費の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払い実績等を踏まえた適正な資金繰りを行うなどの取組みを進める。				
予算・監視の効率化	厚生年金保険法等に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省

(厚生年金保険法等に基づく、老齢、障害又は死亡に関して必要な給付の支払い)
23,750,019百万円(平成21年度執行額)

年金受給者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

年金受給者			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	被保険者が老齢となって所得の減少等により生活の安定が損なわれることを防止することを目的として、原則65歳以降支給(老齢厚生年金)	23,750,019			
	疾病や負傷により障害となり、日常生活に制限を受けるような状態になった場合に、障害の程度に応じて支給(障害厚生年金、障害手当金)				
	被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合に、その当時生計を維持されていた妻等に支給(遺族厚生年金)				
	老齢年金の受給権を有しない者に経過的に支給する脱退一時金等の支給				
計		23,750,019	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)